

## ■一般会計の執行状況

### 【歳入】

区分	予算現額	収入済額	収入率
市税	144億4,930万円	88億 536万円	60.9%
分担金及び負担金	6億5,191万円	7,797万円	12.0%
使用料及び手数料	4億8,514万円	2億5,910万円	53.4%
繰入金	23億3,895万円	0	0.0%
繰越金	20億9,296万円	20億9,296万円	100.0%
諸収入	7億3,155万円	1億6,396万円	22.4%
財産収入	9,071万円	1,833万円	20.2%
寄附金	8億1,005万円	1億 175万円	12.6%
地方譲与税	6億3,099万円	1億9,068万円	30.2%
地方消費税交付金	24億7,248万円	13億1,671万円	53.3%
地方交付税	102億1,524万円	69億1,017万円	67.6%
国庫支出金	65億8,291万円	23億4,897万円	35.7%
県支出金	34億8,240万円	3億6,445万円	10.5%
市債	44億4,822万円	0	0.0%
その他の交付金	8億1,515万円	3億5,245万円	43.2%
合計	502億9,796万円	230億 286万円	45.7%

### 【歳出】

区分	予算現額	支出済額	執行率
議会費	2億8,226万円	1億5,092万円	53.5%
総務費	82億2,576万円	23億 748万円	28.1%
民生費	152億 375万円	55億 647万円	36.2%
衛生費	64億2,065万円	14億7,966万円	23.0%
労働費	6,063万円	5,662万円	93.4%
農林業費	23億9,822万円	8億8,076万円	36.7%
商工費	9億7,530万円	2億7,847万円	28.6%
土木費	31億 907万円	8億3,289万円	26.8%
消防費	26億3,263万円	8億9,922万円	34.2%
教育費	46億3,032万円	15億6,880万円	33.9%
災害復旧費	6億9,091万円	9,262万円	13.4%
公債費	56億3,846万円	18億6,839万円	33.1%
予備費	3,000万円	0	0.0%
合計	502億9,796万円	159億2,230万円	31.7%

## ■特別会計の執行状況

	会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
特別会計	国民健康保険事業	92億3,077万円	34億8,014万円	37.7%	35億6,466万円	38.6%
	駐車場事業	4,289万円	2,336万円	54.5%	1,398万円	32.6%
	介護保険事業	105億1,084万円	48億4,578万円	46.1%	41億3,121万円	39.3%
	サービスエリア	797万円	520万円	65.2%	173万円	21.7%
	後期高齢者医療	13億5,829万円	4億3,387万円	31.9%	5億 523万円	37.2%
財産区	島ヶ原財産区	2,969万円	1,599万円	53.9%	315万円	10.6%
	大山田財産区	1,254万円	1,769万円	141.1%	51万円	4.1%
	合計	211億9,299万円	88億2,203万円	41.6%	82億2,047万円	38.8%

## 令和5年度上半期 伊賀市の予算執行状況

(9月30日現在)

市の財政状況を皆さんに知っていただくため、令和5年度上半期(4～9月)の伊賀市の予算執行状況を報告します。(9月30日現在)

※表示単位未満を四捨五入していますので、予算書の金額(千円単位)と一致していない場合があります。

【問い合わせ】 財政課  
☎ 22-9608 FAX 24-2440  
✉ zaisei@city.iga.lg.jp



## ■市税の状況

区分	予算現額	収入済額	収入率
市民税	54億7,670万円	25億6,473万円	46.8%
固定資産税	78億4,033万円	55億6,588万円	71.0%
都市計画税	1万円	0	0.0%
軽自動車税	3億7,276万円	3億6,008万円	96.6%
市たばこ税	7億1,847万円	3億 66万円	41.8%
鉱産税	3万円	1万円	33.3%
入湯税	4,100万円	1,400万円	34.1%
合計	144億4,930万円	88億 536万円	60.9%

## ■市債・企業債残高

会計名	現在高
一般会計	467億 512万円
特別会計	0
公営企業会計	232億7,177万円
合計	699億7,689万円

## ■一時借入金はありません。

## あなたと家族をつなぐ 相続登記



### ◆相続登記・遺産分割登記を進めましょう

○相続登記の申請が義務化されます  
令和6年4月1日から、相続(遺言も含む。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければいけません。

また、遺産分割の話し合いがまとまり、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請をしなければならないこととされました。

正当な理由がないのにこれらの義務を果たさないと、10万円以下の過料の対象となります。

○相続手続きに便利!

「法定相続情報証明制度」

戸籍などの書類をもとに法務局が法定相続人を確認し、無料で発行する公的証明書です。相続登記はもちろん、預貯金の払戻しや相続税の申告など、さまざまな相続手続きで利用できます。

戸籍の束を何度も出し直す必要がなくなり、複数の機関で同時に相続手続きができます。

○相続した土地を国が引き取る

「相続土地国庫帰属制度」

相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることができる「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

○預けて安心!

「自筆証書遺言書保管制度」

自分で書いた遺言書を法務局で保管できます。遺言書が発見されなかったり、書き換えられたりするトラブルを防ぐことができます。ご自身の財産を大切な人に確実に引き継ぐためにも、遺言書を法務局に保管しませんか。

【問い合わせ】 津地方法務局伊賀支局  
☎ 21-0804

## 消費生活相談窓口

悪質商法や契約トラブルなど消費生活で困った時は、ひとりで悩まず、**消費者ホットライン ☎188**まで気軽に相談ください。

## 城之越遺跡大溝の シート養生



露出展示の大溝遺構の凍結による破損劣化を防止するため、シートで保護します。このため、12月20日(水)～3月20日(水・祝)の期間は大溝を見学することはできません。なお、期間中の毎週金～日曜日は無料で学習館と公園内を見学できます。

※休園日：毎週月～木曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

【問い合わせ】

○(公財)伊賀市文化都市協会  
☎ 22-0511  
○文化財課  
☎ 22-9678 FAX 22-9667

## 「広報いが」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】 障がい福祉課  
☎ 22-9657 FAX 22-9662  
✉ shougai@city.iga.lg.jp

## 伊賀警察署だより



### 年末年始の犯罪・交通事故に 注意しましょう!

年末年始は、銀行などの金融機関やコンビニエンスストアを狙った強盗や、駐車車両に対する車上ねらい・留守宅を狙った空き巣などの犯罪が多く発生する傾向にあります。

犯罪被害を未然に防ぐために、日頃から防犯意識を強く持ち、次のことに注意しましょう。

- 多額の現金は持ち歩かない
- 車から離れるときは必ず施錠する
- 車内にかばんなどを放置しない
- 家を留守にする際は、確実に施錠を行い、必要に応じ防犯グッズを活用する

また、年末年始は慌ただしく、帰省する車や初詣客の車など、普段よりも交通量が増えるため、交通事故が多発します。時間に余裕を持ち、安全運転・防衛運転を心掛けてください。

【問い合わせ】

○伊賀警察署 ☎ 21-0110  
○名張警察署 ☎ 62-0110

## 伊賀市人権学習企業等連絡会 新規会員募集



伊賀市人権学習企業等連絡会(人企連)は、市内に事業所のある企業や団体などで構成され、あらゆる差別の撤廃と、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる地域社会の実現を目的に活動しています。

人企連の活動を通じてともに学び、高め合う仲間を募集します。

【実施事業】

経営者、人事担当者、新入社員などを対象とした研修会や学習会など  
※年会費など詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

伊賀市人権学習企業等連絡会事務局(商工労働課内)  
☎ 22-9669 FAX 22-9695

## 育児休業代替 任期付職員募集



育児休業代替任期付職員とは、育児休業を取得する市職員の代替として、当該職員が休業する期間を任期の限度として勤務する職員です。

受験資格、申込方法、試験日、試験内容、採用された場合の勤務条件など、詳しくは募集要項をご覧ください。

【募集職種】 事務職、保健師、保育士  
【申込期限】

12月25日(月) 午後5時15分

※必着

【採用日】 令和6年4月1日以降

【申込先・問い合わせ】 人事課

☎ 22-9605 FAX 22-9742  
✉ jinji@city.iga.lg.jp

## ＼22ページの答え／

### ②～げな

伊賀地域と滋賀県甲賀地域独特の方言のようです。「～だあこ」は、～してください、「～ど」は、「～ぞ」と同じ、「～わさ」は、～(する)はずだということの意味です。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」(上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集)から抜粋